

## 横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助金交付要綱

制 定 平成27年4月1日 都防第1052号（局長決裁）  
最近改正 令和8年3月31日 都防第1755号（副市長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、地震時の火災による延焼の危険性が高い地域におけるまちの不燃化の推進及び市域全域における共助による防災活動の活性化のため、地域の防災力の向上を図る事業を行う者に対し、市がこれに要する費用の全部又は一部を補助することに関し、必要な事項を定め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付にあたっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号通知）
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 対策地域 横浜市密集市街地における地震火災対策計画（令和5年4月制定。以下「地震火災対策計画」という。）において、「延焼の危険性が高い地域」として掲げる地域をいう。
- (2) 重点対策地域 地震火災対策計画において、「延焼の危険性が特に高い地域」として掲げる地域（不燃化推進地域）をいう。
- (3) その他の地域 市域のうち重点対策地域及び対策地域を除く地域をいう。
- (4) 自治会町内会等の団体 自治会町内会等の一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている団体（地域まちづくり推進条例第9条における地域まちづくり組織（以下、「地域まちづくり組織」という。）を含む。）をいう。
- (5) まちの避難経路 地域における避難上有効な経路をいう。
- (6) まちの防災広場 自治会町内会等の団体が、災害時に地域防災活動に活用し、かつ平常時に地域のコミュニティ形成等に利用する公共的な空地をいう。
- (7) 「まちの避難経路」行き止まり改善事業 まちの避難経路の行き止まりを解消するために必要な通り抜けを確保するための経路及び施設の整備を実施する事業をいう。
- (8) 「まちの避難経路」中心杭等設置事業 まちの避難経路のうち、現況幅員が4m未満の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定された道路（私道に限る。）において、中心線の測量及び中心杭等の設置を行う事業をいう。
- (9) 「まちの避難経路」安全対策事業 まちの避難経路において、円滑な避難と安全性を確保するための私道の改善及び施設の設置等を実施する事業をいう。
- (10) 「まちの防災広場」整備事業 まちの防災広場の整備を行い、まちの防災性の向上、住環境の改善及びコミュニティの形成等を図る事業をいう。
- (11) 「まちの防災設備」設置事業 まちの防災性を向上させることを目的に、防災設備を設置する事業をいう。
- (12) 防災マップ 地域で活用している発災時の避難場所、防災施設及び災害情報等をまと

めた地図をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「まちの避難経路」行き止まり改善事業
- (2) 「まちの避難経路」中心杭等設置事業
- (3) 「まちの避難経路」安全対策事業
- (4) 「まちの防災広場」整備事業
- (5) 「まちの防災設備」設置事業

2 各事業の補助の対象者、補助金の額の算出方法、維持管理等並びに補助金交付の事務手続及び条件に関し必要な事項はそれぞれ別途要領で定める。

3 地域まちづくり推進条例第10条に基づき、重点対策地域又は対策地域において、防災まちづくりを目的として認定を受けた地域まちづくりプラン（以下「地域まちづくりプラン」という。）に基づいた整備を、地域まちづくりプランを運用する地域まちづくり組織が行う場合は、各事業の要領の定めにかかわらず、補助金額の上限を500万円とする（老朽建築物等の除却に要する費用を除く。）。

4 前項の規定により、同一年度に複数の事業を申請する場合は、その補助金額の合計金額が500万円を超えないものとする。

(補助の要件)

第4条 補助対象となる事業の要件は、要領に定める要件のほか、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 補助の対象地区は市域全域とする。
- (2) 他の補助事業と重複していないこと。
- (3) 第8条第1項の規定による身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書（第3号様式）の交付を受ける前に補助対象事業の契約を締結していないこと。
- (4) 地域まちづくりプラン又は次条に定める防災アクションマップが定められた地域においては、その計画との整合に努めること。
- (5) 同一年度における補助金の申請は、第3条第1項各号の各事業につき申請者ごとに1回を限度とする。ただし、第3条第1項第5号に規定する事業については、異なる目的の設備を設置する場合に限り複数回の申請を可能なものとする。

(防災アクションマップ)

第5条 自治会町内会等の団体又は地域まちづくりグループは、地震時の火災による延焼の危険性が高い地域におけるまちの不燃化を推進するため、地域の防災力の向上を図る防災アクションマップを定めることができる。

2 防災アクションマップの作成にあたっては、対象となる地域の自治会町内会等の団体の了承を得なくてはならない。

3 防災アクションマップには、補助対象事業に関する整備計画を定めることができる。

4 防災アクションマップには、自治会町内会等の団体又は地域まちづくりグループ自らが行う防災に資する事業を定めることができる。

(補助の対象者)

第6条 補助の対象者は、自治会町内会等の団体のほか各要領で定めるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受け、この要綱に規定する手続及びまちの防災施設整備事業の工事を実施しようとする者(本要綱において「申請者」という。)は、第3条第1項各号に掲げる事業ごとに申請を行い、提出する書類は身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。

2 前項の申請書には、身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書(第2号様式)及び各要領で定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書への記載又は添付について、次の各号に掲げる事項及び書類を省略させることができるものとする。

(1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画に関する事項

(2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請があったときは、当該内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書(第3号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書(第3号様式)に条件を付すことができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定した場合は、その理由を付して、身近なまちの防災施設整備事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請があった日の翌日から起算して90日が経過しても、次の各号のいずれかに該当する場合で、第1項に規定する補助金交付決定ができないときは、補助金を交付しないことを決定し、その理由を付して、身近なまちの防災施設整備事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)をもって当該申請者に通知することができる。

(1) 当該申請に係る書類等に不備又は不整合がある場合

(2) 当該事業に要する費用が適正であることが提出された書類等により確認できない場合

5 申請者は、第1項の規定による交付決定を受けた年度内に第13条に規定する補助金額の確定通知を受けることができるよう、補助対象事業を実施するものとする。

(補助金交付申請の内容変更)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後、事情により第7条第1項の規定による補助金交付申請の内容を変更(補助対象事業の種別の変更を除く。)する場合は、あらかじめ身近なまちの防災施設整備事業補助金交付変更申請書(第5号様式)を市長に提出し、補助金交付変更申請をしなければならない。

2 前項の申請書には、身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書(第2号様式)及び各要領で定める書類を添付しなければならない。

(補助金交付申請の内容変更の承認)

第10条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付変更申請があったときは、当該内容を審

査し、補助金交付申請の内容の変更を承認した場合は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付変更承認通知書（第6号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付の変更承認を通知する場合において、必要があると認めるときは、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付変更承認通知書（第6号様式）に条件を付すことができる。
- 3 市長は、前条第1項の申請について審査し、補助金交付申請の内容の変更を不承認とした場合は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付変更不承認通知書（第7号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

（取下げ・取止め）

第11条 申請者は、第7条第1項の規定による交付申請を行った後、かつ、第8条第1項の規定による補助金交付決定を受ける前に、事情により申請を取り下げるときは、速やかに身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請取下げ届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、第8条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後に、事情により事業を取り止めるときは、あらかじめ身近なまちの防災施設整備事業取止め届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 申請者は、第8条第1項の規定による補助金交付決定通知又は第10条第1項の規定による補助金交付変更承認通知を受けて行う事業が完了したときは、速やかに、身近なまちの防災施設整備事業完了報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により市長へ報告する書類には、各要領で定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書（第11号様式）
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項について、実績報告書への記載を省略させることができるものとする。

（補助金額の確定通知）

第13条 市長は、前条第1項の報告書の提出があったときは、当該内容を審査し、当該報告が適正であると認めるときは、補助金の額を決定し、身近なまちの防災施設整備事業補助金額確定通知書（第12号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

（交付の時期等）

第14条 市長は、前条の規定による補助金額の確定の後に補助金を交付するものとする。

（補助金交付の請求）

第15条 第13条の規定により補助金額の確定の通知を受けた申請者は、速やかに、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 第1項に規定する請求書に添付する書類は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書（第3号様式）の写し又は身近なまちの防災施設整備事業補助金額確定通知書（第12号様式）の写しとする。

(代理受領)

第16条 申請者は、補助金の交付請求及び受領を、当該補助対象事業の工事請負を契約した事業者（以下「請負業者等」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

- 2 代理受領により補助金の交付請求及び受領をしようとする申請者（以下本条において「代理受領申請者」という。）は、第7条第1項に規定する補助金交付申請書に、代理受領事前届出書（第14号様式）を添付し市長に届け出なければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、第12条第1項に規定する完了報告書を提出する日までに届け出ればよいものとする。
- 3 代理受領申請者が代理受領の事前届出を取り下げるときは、第12条第1項に規定する工事完了報告書を提出する日までに、代理受領事前届出取下げ書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 請負業者等は、代理受領申請者から、契約額から補助金額を差し引いた額の支払いを受けるものとする。
- 5 代理受領申請者は、第3条第2項に定めるそれぞれの要領に、実績報告にあたって提出する書類として別表で規定する領収書の写しについて、前項に定める契約額から補助金額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。
- 6 第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、代理受領により補助金の交付を受けようとする請負業者等が提出しなければならない。補助金交付請求書には、代理受領の委任状（第16号様式）を代理受領申請者及び請負業者等の両者記名押印のうえ添付しなければならない。
- 7 前項の請求により請負業者等に補助金の交付があったときは、代理受領申請者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、補助金規則第19条第1項の規定により、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を本事業以外の目的で使用したとき。
  - (3) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく要件に違反し、かつ、第20条第1項に規定する是正のための市長の指示に応じないとき。
  - (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、申請者に通知するものとする。
  - 3 市長は、補助金の交付後に第1項の規定により交付の決定を取り消した場合は、期限を定めて補助金の一部又は全部の返還を命じるものとする。
  - 4 第2項の通知及び第3項の補助金の返還を命じるときは、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定取消通知及び返還請求書（第17号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

(入札又は見積の徴収)

第18条 申請者は、補助対象事業に係る工事の請負、業務の委託等を行う場合は、事業者により入札を行い、又は2人以上の事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

- 2 補助対象事業に係る工事の請負金額、業務の委託額が100万円以上である場合は、市内事

業者（横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。）から前項の入札又は見積書の徴収を行わなければならない。

（財産処分の制限、維持管理の報告及び変更等）

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けてから 10 年以内に、当該補助金を受け整備した財産を処分してはならない。

2 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けてから 10 年間、当該補助金の交付の目的が達せられるよう、管理者の注意をもって補助の対象施設の維持管理等に主体的に取り組まなければならない。

3 市長は、前項に定める期間において、補助金の交付を受けたものに対し、維持管理状況についての報告書の提出を求めることができる。

4 補助金の交付を受けた者は、第 2 項に定める期間において、施設の位置又は仕様等を変更する場合は、事前に市長に変更を届け出ることとする。

（指示及び助言等）

第 20 条 市長は、申請者に対し、この要綱の目的を達成するうえで必要な措置を指示し、又は、必要な助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、申請者から報告を求めることができる。

3 市長は、申請者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業をすべきことを指示するものとする。

4 市長は、申請者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 10 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による規定は、施行日以降に補助金交付申請を行う事業について適用し、施行日前日までに補助金交付決定通知を受けたものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、施行日前日までに補助金交付決定通知を受け、完了報告書を提出していない事業のうち、この要綱を適用し補助金額が変更となる場合は、補助金交付決定変更申請を行うことにより補助金額を変更することができる。また、施行日前日までに補助金交付決定通知を受けた事業については、この要綱の様式を適用することができる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 16 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による規定は、施行日以降に申請した事業について適用し、施行日の前日までに申請した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。